

官報

号外 平成二十年一月十一日

○第百六十八回 参議院會議録第十六号

平成二十年一月十一日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十六号

平成二十年一月十一日

午前十時開議

第一 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案(衆議院提出)

第二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(直嶋正行君外八名発議)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

平成二十年一月十一日 参議院會議録第十六号

○議長(江田五月君) これより會議を開きます。

日程第一 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長岩本司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩本司君登壇、拍手〕

○岩本司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入した薬害事件によって、感染被害者及びその遺族の方々が、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている状況にかんがみ、人道的観点から、早急に感染被害者の方々に投与の時期を問わず救済するため、給付金を支給する措置を講じよ

うとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長茂木敏充君より趣旨説明を聴取した後、参考人からの意見聴取を行うとともに、薬害再発防止に向けた薬事行政の見直しの必要性、カルテがない患者等の救済方法、先天性の傷病の治療に際して肝炎に感染した者についての対応、すべての肝炎患者等に対する医療費助成、専門医の育成などの総合対策の必要性等について質疑を行いました。その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案の審査に関連して、政府に対し、肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議が行われております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九

賛成

二百三十九

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(直嶋正行君外八名発議)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長北澤俊美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北澤俊美君登壇、拍手〕

○北澤俊美君 ただいま議題となりました両案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案外一件

官 報 (号 外)

まず、政府提出のいわゆる補給支援活動特措法案は、旧テロ対策特措法に基づく海上自衛隊の給油等の協力支援活動が国連安保理決議第七百七十六号においてその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとするものであります。

その主な内容は、この法律に基づき実施されるアフガニスタン復興支援活動を治安分野改革支援活動及び人道復興支援活動とすること、アフガニスタンにおける武装集団等とアフガニスタン政府との間の抗争停止合意の形成の支援等の措置を講ずること、自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動について、その実施前に国会の承認を得なければならないこと、活動を行つて自衛官は、自己等の生命、身体を防護するため、又は当該活動の実施に対する抵抗を抑止するために一定の要件に従つて武器の使用ができること、我が国の安全保障の原則に関する基本的な法制を速やかに整備すること等を定めるものであります。

その主な内容は、政府は補給支援活動を適切かつ迅速に実施すること、活動の実施は武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならないこと、活動は戦闘行為が行われることのないインド洋等の地域で行うこと、活動を実施する際には閣議決定により実施計画を定め国会に報告すること、諸外国の軍隊等から申出があつた場合、その円滑な活動実施に必要な物品の無償貸付け、又は譲与ができること、活動を行つて自衛官は、自己等の生命、身体を防護するため、一定の要件に従つて武器の使用ができること等を定めるものであります。

また、参考人から意見を聴取した後、民主党案を一括して審査し、発議者に対して質疑を行うとともに、さらに、福田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

次に、民主党・新緑風会・日本提出のいわゆるテロ根絶法案は、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、米国同時多発テロ攻撃に関連して採択された国連安保

理決議第六百五十九号を踏まえ、アフガニスタン国内の安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、アフガニスタン国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援するものであります。

活動の成果と撤収による影響、シビリアンコントロールの確保と国会承認規定の必要性、米軍等の艦船への給油燃料転用疑惑に対する透明性の確保、給油量取り違え事案及び航泊日誌の誤破棄事案の原因、アフガニスタン本土に自衛隊や文民を派遣する可能性、国際治安支援部隊及び地方復興チームの活動実態と我が国の参加の是非、民主党案における復興支援活動の具体的な内容とテロ防止・根絶への効果、民主党案における抗争停止合意の成立が可能な地域、武器使用基準見直しの必要性、我が国のアフガニスタン復興支援の在り方、自衛隊の海外派遣に関する一般法の必要性、前防衛次官と防衛産業をめぐる不祥事、防衛装備品調達をめぐる諸問題などありますが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(江田五月君) 両案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。佐藤昭郎君。(佐藤昭郎君登壇、拍手)

○佐藤昭郎君 私は、自民党・無所属の会及び公明党を代表して、議題となりました内閣提出テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案、以下政府案に賛成、民主党提出国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案、以下民主対案に反対の立場から討論を行います。

民主対案につきましては、そのタイミングが遅きに失し、また内容に多くの問題がありますが、とにかくにも本院に提出され、本日両案を対比する形で討論を行えることは率直に評価し、民主党発議者の各位に敬意を表したい。

まず、両案とも特別措置法案であります。特措法は、その名のとおり、緊急の事態に特別、迅速に対応するための法案であり、テロ根絶であれ何であれ、法案に示された対応措置の実行可能性が確かかつ迅速であることが必須条件であり、その条件を満たしていない法案は残念ながら特措法として机上の空論と言わざるを得ません。

民主対案に示された対応措置のうち、まず、自衛隊部隊の活動については、一、抗争合意が成立している地域、二、住民の生命若しくは身体に被害が生ずることがない地域と、地域に二重の条件を課し、さらに、その活動の前提として別途政令

以上、御報告申し上げます。(拍手)

で定める新たな国連決議を条件としております。このような条件が満たされる平和で安全な場所であれば、自衛隊がわざわざ行く必要もないではないかという疑問はともかく、現在のアフガニスタン情勢ではこのような条件を満たす地域は存在せず、また新たな国連決議が困難なことは委員会質疑を通じて民主党発議者も率直に認められたところであります。すなわち、民主対案による自衛隊部隊の活動については実行可能性がない、実際には自衛隊を派遣できないこととなります。

また、これに関連し、質疑の過程で、自衛隊を派遣することが法の目的ではないとの発言が発議者から再三なされましたけれども、我々は、湾岸戦争時の経験等から、我が国の国際平和協力活動は、民生支援と自衛隊の活動は車の両輪であるべきだと考えており、自衛隊の活動を想定していないのではないかと推察される民主対案は、政府案の対案たり得ないと考えております。

民主対案に示されましたもう一つの柱であります民生支援につきましては、既に我が国がODAで実施済み、あるいは実施可能な活動であり、事実、我が国は既に世界第二位、十二億ドル以上の支援を行っているものであります。

自衛隊を派遣せず文民による民生支援を充実させるのであれば、わざわざ新法もまた国連決議も不要であり、ODA支援をしつかりやっていけばよい。いや、むしろ民主対案による無用な干渉が

かえってODAの迅速、機動的な実施の支障となるおそれがあることを指摘したい。

法案の有効期限と活動の実効性についても、民主対案については期限一年の特措法として、致命的な問題があります。すなわち、まず、法案成立後に活動地域の調査選定、訓練、人員募集、人間安全保障センターの設立、これらと並行しての抗争停止合意の支援と成立、さらに基本計画を作成し、国会の事前承認と続く工程表を想定すれば、法期限の一年以内に有効な対応措置を実行することはほとんど不可能と判断せざるを得ない。すなわち、新法による民生支援についても実行可能性が低いのであります。

一方、政府案によるインド洋における海自の洋上補給活動につきましては、過去六年に及ぶ実績により装備は充実しており、隊員の練度、士気も高く、法案成立後速やかに二週間で出航準備、二ないし三か月以内に給油活動を再開できる見通しであります。

また、OEF・MIOに活動している各国から給油再開についての要望が相次ぐなど、国際社会の評価も定着し、ニーズも確認しております。

さらに、我が国が消費する石油の九〇％はインド洋を経由して輸入されており、この海域の安全を保つこと、そのために我が国が活動を行うことが我が国の利益にもかなるものであります。

国際社会における国際平和協力活動も、ODA

と同様に、より良い国際貢献を行おうとすれば国際競争力が必要であり、各国とも自国の経済力、軍隊の特性と自国の利益に合致した貢献の場を懸命に探し、国力に応じて活動しているのが現実であります。

その意味で、インド洋における海自の活動は、国際社会のニーズ、我が国自衛隊の特性、そして我が国の利益が見事に合致した希有な貴重な活動であり、この活動を中断したままにしておくことは、我が国にとつて余りにも大きな損失であると断言したい。

以上、両案の主要な論点のみを比較してまいりましたけれども、我が国が国際社会と連携してテロとの戦い、そしてアフガニスタンの復興支援に貢献するための特別措置を規定する法案としていづれが優れているか、おのずから明白であると確信いたします。

政府案の一日も早い成立と、インド洋における補給支援活動の再開を強く望むとともに、灼熱のインド洋での困難な任務に再び赴かれる海自の隊員諸君に敬意と感謝をささげつつ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(江田五月君) 牧山ひろえ君。

〔牧山ひろえ君登壇、拍手〕

○牧山ひろえ君 民主党・新緑風会・日本の牧山ひろえです。

私は、民主党・新緑風会・日本を代表し、政府

提出のいわゆる新テロ特措法案については反対、民主党・新緑風会・日本提出のいわゆるテロ根絶法案については賛成の立場から討論をいたします。

民主党は、まず旧テロ特措法に基づいて自衛隊が行ってきた六年間の活動の総括が必要であると主張し、政府に対して、海上自衛隊が給油を行った日時と場所、そしてF76と呼ばれる燃料の調達先など、十分な情報公開を求めてきました。しかしながら、政府、防衛省の情報公開は十分であり、加えて、活動実態をごまかし、真実を隠ぺいするなど、疑惑は払拭されるどころか深まるばかりです。

イラク作戦への転用疑惑についても、政府は、自衛艦が給油した米艦船がイラク作戦に参加することはないと説明していましたが、その後、不朽の自由作戦に従事していればほかの任務を行っていても問題ないと答弁を変更し、テロ特措法違反が行われていた疑惑を一層深めています。

また、政府案では、補給先を海上阻止活動に限定するため転用は生じないとしていますが、米国防総省が説明したように、米艦船が複数任務に就くこともある以上、活動の限定は不可能であり、今後も転用が続くとの懸念が残ったままです。さらに、日本の補給がなければパキスタンの艦船が動かなくなるとも説明しましたが、これも事実ではありません。

では、なぜ本日ここでこの議論がなされているのか、もう一度考えてください。

安倍総理の突然の辞任劇、福田総理の登場という身内の事情による国家の政治空白の影響で新テロ特措法案の審議は大幅に遅れ、ここ参議院では会期を延長した後の十二月五日から実質的な審議が始まったではありませんか。まだ一か月です。党内事情のもつれが円滑な国会の運営を妨げた典型的な例です。国会は国民からの貴重な税金で運営されているのです。貴重な税金を納めている国民の感覚を無視したとは思えない、国会の空費であつたと言ひようがありません。

物価の優等生と言われる卵の値段は十個で幾らになるか御存じでしょうか。また、電車の初乗り運賃は幾らであるのか確認したことがありますか。国民感覚は正にこれです。今、卵、食用油、食パンなどの日常品が軒並み値上がりしています。この新テロ特措法案を是が非でも可決させようとしている政府には、こうした国民感覚の空気を読めていないと思えないのです。

ほかにも今政治がすべきことは幾らでもあります。年金、医療などの社会保障関係の問題は言うに及ばず、原油高による家計への圧迫や、今や労働者の三分の一を超えた非正規労働者の問題など、国民には待ったなしの問題が山積しているのです。

政府は、年頭所感で総理大臣が提案した生活

者、消費者が主役となる社会を実現させたいと思うのなら、給油活動の再開を議論するより先に国民生活の改善を優先するべきではありませんか。

さて、今国会の最大の焦点はこの新テロ特措法案と言われています。新テロ特措法案は、あくまで給油、給水の後方支援活動に限定して、アフガニスタンの治安維持活動と切り離し、事後の国会承認事項を削除、一年の時限立法とされています。これは、さきの参議院選挙で国民から大きな支援を受けた私たち野党に配慮して、抵抗を和らげようとした結果だつたのでしょうか、私たちは今、この新テロ特措法案を容認することはできません。

先ほど申し上げた給油量を誤つて報告していた件では、文民統制の上で重大なミスが発覚しました。防衛省は調査をしているとのことですが、いまだに当事者の処分をしていないではありませんか。まさか、まだ犯人捜しをしているのですか。国民はあきれいています。

防衛装備品の調達に関する口利き疑惑についても同様に、国民はまたかと失望しているはずです。恐らく民間企業であれば、不祥事の経緯を詳細に調査して、それを受けて不祥事の再発防止を講じ、そしてやつと次なる行動を取るはずですが、今般の防衛省における一連の不祥事について、防衛省は誠意ある常識的な行動をしていま

せん。

どうしても給油活動を再開したいのであれば、これらの疑惑を徹底的に解明し、そして再発が絶対に起きないことを確認してやるべきです。襟も正さず再出発など、国民感覚とはまるで乖離していると言ひようがありません。民間を指導する立場である役所がこの有様では本末転倒です。まずは隗より始めよう。自身を律しなければならぬのです。

国民世論も給油活動の再開には反対と表明しつつあります。インド洋における給油活動に関して新聞各社は毎月世論調査を続けていますが、その統計を取ると興味深い結果を得ることができました。参議院選挙明けの八月は給油活動の議論に関しては反対とする意見が多かつたのですが、九月から十一月の間は賛成とする声に逆転しました。国民がインド洋での給油活動についてまた真意を測りかねていたのであろうと思います。この時点では、国民の意見はまだ固まらず賛否が拮抗していたのです。

しかし、十二月の世論調査で大きな変化が起きました。各種世論調査で給油活動の再開に反対とする意見が続々と報じられたのです。新聞五社の結果を平均化すると、給油活動の再開に賛成とする意見が四一ポイント、反対とする意見が四五ポイントとなつたのです。いよいよ国民が給油活動の再開について明確にノーと示したことに違いあ

りません。

政府はこれまで半年間も掛けて国民に説明を続けて、結果として国民はノーと表明したので、これでも政府は世論を無視するのでしょうか。国会での審議時間がそれなりになれば、もう議論はしなくてもよいのですか。重ねて申し上げますが、国民は新テロ特措法案が衆議院で強引に再可決されることに懸念を抱いているのです。

そもそも福田内閣は国民の信を問うていないのではありませんか。どうしてもこの新テロ特措法案を可決、成立させたいのであれば、政府・与党は国民に信を問うべきではありませんか。現在、衆議院の与党は郵政民営化に賛成と言つて当選した方ばかりです。インド洋における給油活動に賛成として当選した方はいないはずす。

いずれにしても、今国民は給油活動の再開を望んでいないのです。テロ特措法では、二百二十億円を超える巨額の国費が国際貢献の名の下で油代に使われました。もし、この新テロ法が衆議院で再可決されてしまえば、またしても巨額の国費が油代に消えてしまうのです。

さて、テロ根絶法案では、国連活動への参加と同時に、テロを根本的になくすために、テロの原因を取り除く民生支援を全面的に展開すべきだと明文化しています。つまり、貧困を克服し生活を安定させることが最優先なのです。今、アフガニスタンは、国土の荒廃に加えて、深刻な水不足により干ばつが広がり農地が失われる状況にありま

す。かんがいやインフラの整備に重点を置いた民生支援をすることによりアフガニスタンの再建を目指すこのテロ根絶法案こそが、アフガニスタン国民への支援であるのです。銃剣をもって人を治めることはできません。民生支援の道のが迂遠なようでも、テロとの本当の戦いには民生支援という地道な活動が必要なのです。

銃をスコップに、油よりも水を、これが国際貢献であることを申し上げて、政府提出のいわゆる新テロ特措法案については断固反対、民主党・新緑風会・日本提出のいわゆるテロ根絶法案について賛成の立場からの討論を終えます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

まず、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案の採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(江田五月君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(江田五月君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九票

白色票

百六票

青色票

百三十三票

よつて、本案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案の採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(江田五月君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(江田五月君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八票

白色票

百二十票

青色票

百十八票

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これにて休憩いたします。

午前十時五十五分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

議長	江田 五月君
副議長	山東 昭子君
議員	山内 徳信君
	澤 雄二君

山本 香苗君	近藤 正道君
山本 博司君	谷合 正明君
森 まさこ君	又市 征治君
西田 実仁君	鰐淵 洋子君
牧野たかお君	西田 昌司君
福島みずほ君	洲上 貞雄君
浜田 昌良君	浮島とも子君
岡田 広君	関口 昌一君
山谷えり子君	加藤 修一君
渡辺 孝男君	遠山 清彦君
山下 栄一君	有村 治子君
愛知 治郎君	松山 政司君
吉田 博美君	松 あきら君
魚住裕一郎君	弘友 和夫君
風間 昶君	荒井 広幸君
中川 義雄君	木村 仁君
岸 宏一君	浜四津敏子君
山口那津男君	荒木 清寛君
白浜 一良君	木庭健太郎君
岩城 光英君	舩添 要一君
泉 信也君	若林 正俊君
二之湯 智君	小池 正勝君
小泉 昭男君	荻原 健司君
山本 順三君	丸川 珠代君
佐藤 正久君	石井 準一君
塚田 一郎君	義家 弘介君
秋元 司君	古川 俊治君
磯崎 陽輔君	石井みどり君

佐藤 信秋君	山田 俊男君	松岡 徹君	津田弥太郎君	榊葉賀津也君	芝 博一君	辻 泰弘君	大塚 耕平君
丸山 和也君	田村耕太郎君	犬塚 直史君	水岡 俊一君	今野 東君	大石 尚子君	森 ゆうこ君	家西 悟君
河合 常則君	北川イツセイ君	加治屋義人君	山本 一太君	下田 敦子君	一川 保夫君	柳田 稔君	北澤 俊美君
川口 順子君	坂本由紀子君	衛藤 晟一君	自見庄三郎君	増子 輝彦君	羽田雄一郎君	峰崎 直樹君	直嶋 正行君
岸 信夫君	末松 信介君	松井 孝治君	鈴木 寛君	小川 勝也君	池口 修次君	円 より子君	長浜 博行君
神取 忍君	中村 博彦君	岩本 司君	藤田 幸久君	福山 哲郎君	高橋 千秋君	高嶋 良充君	小川 敏夫君
水落 敏栄君	松村 祥史君	谷川 秀善君	市川 一朗君	谷 博之君	千葉 景子君	郡司 彰君	
岡田 直樹君	椎名 一保君	松村 龍二君	亀井 郁夫君	岡崎トミ子君	前田 武志君	国务大臣	
西島 英利君	鶴保 庸介君	櫻井 充君	内藤 正光君	佐藤 泰介君	西岡 武夫君	厚生労働大臣	舛添 要一君
橋本 聖子君	伊達 忠一君	浅尾慶一郎君	木俣 佳丈君	築瀬 進君	奥石 東君	国务大臣 (内閣官房長官)	町村 信孝君
山内 俊夫君	浅野 勝人君	松田 岩夫君	中曾根弘文君	平田 健二君	大石 正光君		
世耕 弘成君	鈴木 政二君	藤井 孝男君	石井 一君	工藤堅太郎君	吉川 沙織君		
脇 雅史君	林 芳正君	田名部匡省君	渡辺 秀央君	友近 聡朗君	外山 斎君		
加納 時男君	南野知恵子君	山下八洲夫君	広中和歌子君	山下 芳生君	行田 邦子君		
矢野 哲朗君	溝手 顕正君	植松恵美子君	森田 高君	米長 晴信君	大久保潔重君		
佐藤 昭郎君	山崎 正昭君	中谷 智司君	平山 幸司君	紙 智子君	谷岡 郁子君		
尾辻 秀久君	吉村剛太郎君	梅村 聡君	大島九州男君	田中 康夫君	武内 則男君		
鴻池 祥肇君	田中 直紀君	水戸 将史君	徳永 久志君	姫井由美子君	仁比 聡平君		
青木 幹雄君	松浦 大悟君	川合 孝典君	牧山ひろえ君	藤末 健三君	富岡由紀夫君		
川田 龍平君	風間 直樹君	金子 恵美君	青木 愛君	広田 一君	蓮 舫君		
舟山 康江君	松下 新平君	藤谷 光信君	加賀谷 健君	林 久美子君	大門実紀史君		
糸数 慶子君	轟木 利治君	相原久美子君	藤原 良信君	井上 哲士君	小林 正夫君		
横峯 良郎君	川崎 稔君	大河原雅子君	藤本 祐司君	柳澤 光美君	喜納 昌吉君		
中山 恭子君	長谷川大紋君	足立 信也君	那谷屋正義君	鈴木 陽悦君	加藤 敏幸君		
亀井亜紀子君	室井 邦彦君	白 眞勲君	大久保 勉君	主濱 了君	小池 晃君		
川上 義博君	松野 信夫君	前川 清成君	尾立 源幸君	市田 忠義君	藤原 正司君		
島尻安伊子君	野村 哲郎君	島田智哉子君	シシマルマレテ君	山根 隆治君	大江 康弘君		
中川 雅治君	長谷川憲正君	佐藤 公治君	中村 哲治君	神本美恵子君	平野 達男君		
						議長の報告事項	
						一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
						外交防衛委員	
						辞任	補欠
						亀井亜紀子君	柳田 稔君
						轟木 利治君	牧山ひろえ君
						厚生労働委員	
						辞任	補欠
						若林 正俊君	古川 俊治君
						山本 博司君	谷合 正明君
						農林水産委員	
						辞任	補欠
						柳田 稔君	亀井亜紀子君
						谷合 正明君	山本 博司君

経済産業委員	辞任	補欠	古川 俊治君	若林 正俊君	環境委員	辞任	補欠	牧山ひろえ君	轟木 利治君	国家基本政策委員	辞任	補欠	小林 正夫君	藤原 正司君	風間 昶君	木庭健太郎君	同日議長は、次の衆議院提出案を厚生労働委員会に付託した。	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案(衆第二三三号)	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	行政書士法の一部を改正する法律案	同日議員から次の質問主意書が提出された。	歯科診療の向上に関する質問主意書(福山哲郎君提出)(第一〇八号)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	治験・臨床研究における被験者保護と適正な研究の推進に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一〇七号)	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	行政書士法の一部を改正する法律
昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	厚生労働委員	辞任	古川 俊治君	若林 正俊君	農林水産委員	辞任	補欠	谷合 正明君	山本 博司君	経済産業委員	辞任	補欠	若林 正俊君	古川 俊治君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	介護労働者の人材確保に関する特別措置法案(三井辨雄君外三名提出)(衆第二四四号)	同日委員長から次の報告書が提出された。	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案(衆第二三三号) 審査報告書	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第六号) 審査報告書	国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(参第一三三号) 審査報告書						
同日議長は、天皇誕生日に際し、ダンザンギーン・ルンデージャンツァン・モンゴル国国家大会議長より祝辞を接受した。	同日議長は、ダンザンギーン・ルンデージャンツァン・モンゴル国国家大会議長宛天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を送付した。	審査報告書	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案	右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	平成二十年一月十日	厚生労働委員長 岩本 司	参議院議長 江田 五月殿	要領書	一、委員会の決定の理由	本法律案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案(衆第二三三号)の審査報告書に、多くの方々が感染することによる被害事件が起き、感染被害者及びその遺族の方々は、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられ、状況にかんがみ、人道的観点から、早急に感染被害者の方々に救済するための給付金を支給する必要があるため、給付金を支給する措置を講じようとするものであり、適切な措置と認める。	時期を問わず一律に救済するため、給付金を支給する措置を講じようとするものであり、適切な措置と認める。	本法施行に要する経費としては、給付金支給等業務に要する費用として約二百五億円が見込まれている。	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案	右の本院提出案をここに送付する。	平成二十年一月八日	衆議院議長 河野 洋平	参議院議長 江田 五月殿	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案	フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者、多くの方々が感染することによる被害事件が起き、感染被害者及びその遺族の方々は、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられ、状況にかんがみ、人道的観点から、早急に感染被害者の方々に救済するための給付金を支給する必要があるため、給付金を支給する措置を講じようとするものであり、適切な措置と認める。	政府は、感染被害者の方々に甚大な被害が生						

じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについての責任を認め、感染被害者及びその遺族の方々に心からおわびすべきである。さらに、今回の事件の反省を踏まえ、命の尊さを再認識し、医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力をしなければならない。

もとより、医薬品を供給する企業には、製品の安全性の確保等について最善の努力を尽くす責任があり、本件においては、そのような企業の責任が問われるものである。

C型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々からフィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤の製造等を行った企業及び国に対し、損害賠償を求める訴訟が提起されたが、これまでの五つの地方裁判所の判決においては、企業及び国が責任を負うべき期間等について判断が分かれ、現行法制の下で法的責任の存否を争う訴訟による解決を図ろうとすれば、さらに長期間を要することが見込まれている。

一般に、血液製剤は適切に使用されれば人命を救うために不可欠の製剤であるが、フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤によってC型肝炎ウイルスに感染した方々が、日々、症状の重篤化に対する不安を抱えながら生活を営んでいるという困難な状況に思いをいたすと、我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々に投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考え

る。しかしながら、現行法制の下でこれらの製剤による感染被害者の方々の一律救済の要請にこたえるには、司法上も行政上も限界があることから、立法による解決を図ることとし、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、特定C型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対する給付金の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定フィブリノゲン製剤」とは、乾燥人フィブリノゲンのみを有効成分とする製剤であつて、次に掲げるものをいう。

一 昭和三十九年六月九日、同年十月二十四日又は昭和五十一年四月三十日に薬事法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十六号)による改正前の薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号。以下「昭和五十四年改正前の薬事法」という。)第十四条第一項の規定による承認を受けた製剤

二 昭和六十二年四月三十日に薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律(平成五年法律第二十七号)第一条の規定による改正前の薬事法(以下「平成五年改正前の薬事法」という。)第十四条第一項の規定による承認を受けた製剤(ウイルスを

不活化するために加熱処理のみを行ったものに限る。)

2 この法律において「特定血液凝固第Ⅸ因子製剤」とは、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体を有効成分とする製剤であつて、次に掲げるものをいう。

一 昭和四十七年四月二十二日又は昭和五十一年十二月二十七日に昭和五十四年改正前の薬事法第十四条第一項(昭和五十四年改正前の薬事法第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた製剤

二 昭和六十年十二月十七日に平成五年改正前の薬事法第二十三条において準用する平成五年改正前の薬事法第十四条第一項の規定による承認を受けた製剤(ウイルスを不活化するために加熱処理のみを行ったものに限る。)

3 この法律において「特定C型肝炎ウイルス感染者」とは、特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与(獲得性の傷病に係る投与に限る。第五条第二号において同じ。)を受けたことによつてC型肝炎ウイルスに感染した者及びその者の胎内又は産道においてC型肝炎ウイルスに感染した者をいう。

(給付金の支給)

第三条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)は、特定C型肝炎ウイルス感染者(特定C型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあつては、

その相続人)に対し、その者の請求に基づき、医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るためのものとして給付金を支給する。

2 給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合においてその者がその死亡前に給付金の支給の請求をしていなかったとき(特定C型肝炎ウイルス感染者が慢性C型肝炎の進行により死亡した場合を含む。)は、その者の相続人は、自己の名で、その者の給付金の支給を請求することができる。

3 給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付金の支給手続)

第四条 給付金の支給の請求をするには、当該請求をする者又はその被相続人が特定C型肝炎ウイルス感染者であること及びその者が第六条第一号、第二号又は第三号に該当する者であることを証する確定判決又は和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するもの(当該訴え等の相手方に国が含まれているものに限る。)の正本又は謄本を提出しなければならない。

(給付金の請求期限)

第五条 給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。

一 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日(次号において「経過日」という。) 二 特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受けたことによつてC型肝炎ウイルスに感染したことを原因とする損害賠償についての訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て(その相手方に国が含まれているものに限る。)を経過日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日 (給付金の額) 第六条 給付金の額は、次の各号に掲げる特定C型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者 四千万円 二 慢性C型肝炎に罹患した者 二千万円 三 前二号に掲げる者以外の者 千二百万円 (追加給付金の支給) 第七条 機構は、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であつて、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して十年以内に新たに前条第一号又は第二号に該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るためのものとし	て追加給付金を支給する。 2 第三条第二項及び第三項の規定は、追加給付金の支給について準用する。 (追加給付金の支給手続) 第八条 追加給付金の支給の請求をするには、特定C型肝炎ウイルス感染者の身体的状況が悪化したため新たに第六条第一号又は第二号に該当するに至つたことを証明する医師の診断書提出しなければならない。 (追加給付金の請求期限) 第九条 追加給付金の支給の請求は、特定C型肝炎ウイルス感染者の身体的状況が悪化したため新たに第六条第一号又は第二号に該当するに至つたことを知つた日から起算して三年以内に行わなければならない。 (追加給付金の額) 第十条 追加給付金の額は、特定C型肝炎ウイルス感染者が新たに該当するに至つた第六条第一号又は第二号の区分に応じ、当該各号に定める額から第三条第一項の規定により支給された給付金の額(既に追加給付金が支給された場合にあっては、同項の規定により支給された給付金の額と第七条第一項の規定により支給された追加給付金の額の合計額)を控除した額とする。 第十一条 給付金又は追加給付金(以下「給付金等」という。)の支給を受ける権利を有する者に	対し、同一の事由について、国又は製造業者等(特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤について昭和五十四年改正前の薬事法第十四条第一項(昭和五十四年改正前の薬事法第二十三条において準用する場合を含む。))若しくは平成五年改正前の薬事法第十四条第一項(平成五年改正前の薬事法第二十三条において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けた者又はその者の業務を承継した者をいう。以下同じ。により損害のてん補がされた場合においては、機構は、その価額の限度において給付金等を支給する義務を免れる。 2 国又は製造業者等が国家賠償法(昭和二十二年法律第二百二十五号)、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、機構がこの法律による給付金等を支給したときは、同一の事由については、国又は製造業者等は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。 (非課税) 第十二条 租税その他の公課は、給付金等を標準として、課することができない。 (不正利得の徴収) 第十三条 偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部	を徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金) 第十四条 機構は、給付金等の支給及びこれに附帯する業務(以下「給付金支給等業務」という。)に要する費用(給付金支給等業務の執行に要する費用を含む。以下同じ。)に充てるため、特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金(次項において「基金」という。)を設ける。 2 基金は、次条の規定により交付された資金及び第十七条第二項の規定により納付された拠出金をもつて充てるものとする。 (交付金) 第十五条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、給付金支給等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。 (厚生労働大臣と製造業者等との協議) 第十六条 厚生労働大臣は、給付金支給等業務に要する費用の負担の方法及び割合について、製造業者等と協議の上、その同意を得て、あらかじめ基準を定めるものとする。 (拠出金) 第十七条 機構は、給付金等を支給したときは、給付金支給等業務に要する費用に充てるため、当該支給について特定C型肝炎ウイルス感染者が投与を受けたものとされた特定フィブリノゲ
---	--	--	---

ン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤に係る製造業者等に、前条の基準に基づき、拠出金の拠出を求めるものとする。

2 製造業者等は、前項の規定により拠出金の拠出を求められたときは、機構に対し拠出金を納付するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、給付金等の支給の請求の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(特定フィブリノゲン製剤等の納入医療機関の公表等)

第二条 政府は、特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤が納入された医療機関の名称等を公表すること等により、医療機関による当該製剤の投与を受けた者の確認を促進し、当該製剤の投与を受けた者に肝炎ウイルス検査を受けることを勧奨するよう努めるとともに、給付金等の請求手續、請求期限等のこの法律の内容について国民に周知を図るものとする。

(給付金等の請求期限の検討)

第三条 給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

のとする。

(C型肝炎ウイルスの感染被害者に対する支援等)

第四条 政府は、C型肝炎ウイルスの感染被害者が安心して暮らせるよう、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条及び第十九条を次のように改める。

(給付金等の支給の業務)

第十八条 機構は、第十五条並びに附則第十五条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十年法律第 号。以下「C型肝炎感染被害者救済法」という。)第三

条第一項の給付金の支給を行うこと。

二 C型肝炎感染被害者救済法第七條第一項の追加給付金の支給を行うこと。

三 C型肝炎感染被害者救済法第十七條第二項の拠出金の受入れを行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

3 第一項の業務は、第四十五條第二号の規定の適用については、第十五條第一項第一号に掲げる業務とみなす。

(特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金)

第十九条 機構は、前条第一項の業務に要する費用(その執行に要する費用を含む。)に充てるために特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金を設け、C型肝炎感染被害者救済法第十四條第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、前項の基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

審査報告書

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年一月十日

外交防衛委員長 北澤 俊美

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国が旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき人道的措置に関する特別措置法に基づいて実施した海上自衛隊による給油その他の協力支援活動が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に貢献し、国際連合安全保障理事会決議第七百七十六号においてその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、あわせて、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威がまだ除去されていない現状において、同理事会決議第七百七十六号その他の同理事会決議を受けて、国際社会が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組を継続していること等にかんがみ、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとするものであるが、適切な措置と認められない。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年十一月十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、我が国がテロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊その他これに類する組織(以下「諸外国の軍隊等」という。)に対し旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百十三号)に基づいて実施した海上自衛隊による給油その他の協力支援活動が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に貢献し、国際連合安全保障理事会決議第七百七十六号において

てその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、あわせて、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によつてもたらされている脅威(以下「テロ攻撃による脅威」という。)がいまだ除去されていない現状において、同理事会決議第千三百六十八号、第千三百七十三号その他の同理事会決議が国際連合のすべての加盟国に対し国際的なテロリズムの行為の防止等のために適切な措置をとることを求めていることを受けて、国際社会が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組を継続し、その一環として、諸外国の軍隊等がテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行っていること、及び同理事会決議第千七百七十六号において当該活動の継続的な実施の必要性が強調されていることにかんがみ、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もつて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく補給支援活動を適切かつ迅速に実施することにより、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会

の取組に我が国として積極的かつ主体的に寄与し、もつて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 補給支援活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。

3 補給支援活動については、我が国領域及び現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

一 公海(インド洋(ベルシャ洋を含む。以下同じ。))及び我が国の領域とインド洋との間の航行に際して通過する海域に限り、海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。)及びその上空

二 外国(インド洋又はその沿岸に所在する国及び我が国の領域とこれらの国との間の航行に際して寄港する地が所在する国に限る。以下同じ。)の領域(当該補給支援活動が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)

4 内閣総理大臣は、補給支援活動の実施に当たり、第四条第一項に規定する実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、補給支援活動の実施に関し、防衛大臣に協力するものとする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 テロ対策海上阻止活動 諸外国の軍隊等が行っているテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動のうち、テロリスト、武器等の移動を国際的協調の下に阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動をいう。

二 補給支援活動 テロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に資するため、自衛隊がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対して実施する自衛隊に属する物品及び役務の提供(艦船若しくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油又は給水を内容とするものに限る。)に係る活動をいう。

(実施計画)

第四条 内閣総理大臣は、補給支援活動を実施するに当たっては、あらかじめ、補給支援活動に関する実施計画(以下「実施計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。 一 補給支援活動の実施に関する基本方針 二 補給支援活動を実施する区域の指定に関する事項 三 補給支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間 四 自衛隊がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊等に譲与する場合には、その実施に係る重要事項 五 補給支援活動の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項 六 その他補給支援活動の実施に関する重要事項	施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 3 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該補給支援活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は実施計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。 5 補給支援活動のうち公海若しくはその上空又は外国の領域における活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該補給支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該補給支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。 6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。 (物品の無償貸付及び譲与) 第六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、そ	の所管に属する前条第一項の物品につき、諸外国の軍隊等からテロ対策海上阻止活動の用に供するため当該物品の無償貸付又は譲与を求める旨の申出があつた場合において、当該テロ対策海上阻止活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該諸外国の軍隊等に対し無償で貸し付け、又は譲与することができる。 (国会への報告) 第七条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。 一 実施計画の決定又は変更があつたときは、その内容 二 補給支援活動が終了したときは、その結果(武器の使用) 第八条 補給支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。 2 前項の規定による武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危	難が切迫し、その命令を受けるとまがなないときは、この限りでない。 3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。 4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 (政令への委任) 第九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (自衛隊法の一部改正) 第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。 附則第七項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。 二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法(平成十九年法律第 号) 補給支援活動としての物品の提供
3 第一項の規定は、実施計画の変更について準用する。 (補給支援活動としての物品及び役務の提供の実施) 第五条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、実施計画に従い、補給支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。 2 防衛大臣は、実施計画に従い、補給支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実	施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 3 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該補給支援活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は実施計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。 5 補給支援活動のうち公海若しくはその上空又は外国の領域における活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該補給支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該補給支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。 6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。 (物品の無償貸付及び譲与) 第六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、そ	の所管に属する前条第一項の物品につき、諸外国の軍隊等からテロ対策海上阻止活動の用に供するため当該物品の無償貸付又は譲与を求める旨の申出があつた場合において、当該テロ対策海上阻止活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該諸外国の軍隊等に対し無償で貸し付け、又は譲与することができる。 (国会への報告) 第七条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。 一 実施計画の決定又は変更があつたときは、その内容 二 補給支援活動が終了したときは、その結果(武器の使用) 第八条 補給支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。 2 前項の規定による武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危	難が切迫し、その命令を受けるとまがなないときは、この限りでない。 3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。 4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 (政令への委任) 第九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (自衛隊法の一部改正) 第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。 附則第七項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。 二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法(平成十九年法律第 号) 補給支援活動としての物品の提供

附則第八項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による補給支援活動としての役務の提供

附則第九項第一号を削り、同項第二号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者

(この法律の失効等)

第三条 この法律は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日より前に、補給支援活動を実施する必要があると認められるに至つたときは、速やかに廃止するものとする。

第四条 前条の規定にかかわらず、施行の日から起算して一年を経過する日以後においても補給支援活動を実施する必要があると認められるに至つたときは、別に法律で定めるところにより、同日から起算して一年以内の期間を定め、その効力を延長することができる。

第五条 前条の規定は、同条(この条において準用する場合を含む。)の規定により効力を延長した後その定めた期間を経過しようとする場合について準用する。

審査報告書

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年一月十日

外交防衛委員長 北澤 俊美

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃に関連して採択された国際連合安全保障理事会決議第六百五十九号を踏まえ、アフガニスタンにおける武装集団が行つてゐる武器を用いた不法な抗争を停止し及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との間の合意の形成の支援その他アフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、アフガニスタンの国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援する等のものであるが、適切な措置と認められない。

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案

右の議案を發議する。

平成十九年十二月二十一日

發議者

直嶋 正行

大塚 耕平

犬塚 直史

佐藤 公治

藤末 健三

賛成者

植松恵美子

大河原雅子

加賀谷 健

金子 恵美

川崎 稔

谷岡 郁子

梅村 聡

大島九州男

風間 直樹

川合 孝典

行田 邦子

徳永 久志

参議院議長 江田 五月殿

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 抗争停止合意の形成の支援その他アフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置(第三条)

定の回復に資するための措置(第三条)

第三章 アフガニスタン復興支援活動(第四

条―第二十三条)

第四章 アフガニスタン人間の安全保障セン

ター(第二十四条)

第五章 国際的なテロリズムの防止及び根絶に

寄与する我が国の取組に係る基本的な

法制の整備その他の措置(第二十五

条―第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃(以下「テロ攻撃」という。)に関連して採択された国際連合安全保障理事会決議第六百五十九号を踏まえ、アフガニスタンにおける武装集団が行つてゐる武器を用いた不法な抗争を停止し及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との間の合意の形成の支援その他アフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、アフガニスタンの国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援すること等により、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与し、もつて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 治安分野改革支援活動 アフガニスタンの復興に関する二千六年の協約及びその附属書を承認し、並びにその実施をアフガニスタン政府及び国際社会に対して要請する等の国際連合安全保障理事会決議第六百五十九号に基づき、アフガニスタン政府又は国際連合が行うアフガニスタンの国内における安全及び安定を回復するための不法な武装集団の武装解除、警察組織の再建その他の治安分野における改革を支援するために第三章の規定により我が国が実施する措置をいう。
- 二 人道復興支援活動 国際連合安全保障理事会決議第六百五十九号に基づき、アフガニスタン特別事態(テロ攻撃に対応してアメリカ合衆国その他の諸外国により行われたアフガニスタンにおける武力行使及びこれに引き続く事態をいう。以下同じ。)によって被害を受け若しくは受けるおそれがあるアフガニスタンの住民その他の者(以下「被災民」という。)を救援し若しくはアフガニスタン特別事態によって生じた被害を復旧するため、又はアフガニスタンの復興を支援するために第三章の規定により我が国が実施する措置(前号に掲げるものを除く。)をいう。

三 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

- イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関
- 四 人道復興関係国際機関 国際連合難民高等弁務官事務所その他国際連合の総会若しくは安全保障理事会によって設立された機関若しくは国際連合の専門機関又は我が国が締結した条約その他の国際約束により設立された国際機関であつて人道復興支援活動に関するものとして政令で定める国際機関をいう。
- 2 治安分野改革支援活動として実施される業務は、次に掲げるもの(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)とする。
 - 一 不法な武装集団の武装解除の履行の監視及び当該武装解除の履行により武装を解除された者の社会復帰等の支援
 - 二 前号に掲げるもののほか、警察組織の再建その他のアフガニスタンの国内における安全及び安定を回復するための治安分野における改革に対する支援
- 3 人道復興支援活動として実施される業務は、

次に掲げるもの(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)とする。

- 一 被災民の生活若しくはアフガニスタンの復興を支援する上で必要な道路、水道、農地、かんがい排水施設等の農業用施設その他の施設若しくは設備の復旧(農地にある地雷の除去を含む。)(若しくは整備又はアフガニスタン特別事態によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧
- 二 医療(防疫上の措置を含む。)
- 三 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の輸送又は配布
- 四 行政事務に関する助言又は指導
- 五 前各号に掲げる業務に類するものとして政令で定める業務
- 第二章 抗争停止合意の形成の支援その他アフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置
- 第三条 政府は、次章に規定するもののほか、国際社会の協力を求めつつ、アフガニスタンにおける武装集団が行っている武器を用いた不法な抗争を停止し、及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との間の合意(以下「抗争停止合意」という。)(の形成の支援その他アフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるものとする。

第三章 アフガニスタン復興支援活動(基本原則)

- 第四条 政府は、アフガニスタン復興支援職員(第九条第二項に規定するアフガニスタン復興支援職員をいう。)(による治安分野改革支援活動及び人道復興支援活動並びに自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。))による人道復興支援活動を適切に組み合わせて実施することにより、アフガニスタンの国民の生命及び財産の保護に寄与するとともに、アフガニスタンの国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援するものとする。
- 2 治安分野改革支援活動又は人道復興支援活動(以下「アフガニスタン復興支援活動」という。)(の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない。
- 3 アフガニスタン復興支援活動については、我が国領域、公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第十七条第一項において同じ。)(及びその上空並びに外国の領域(当該アフガニスタン復興支援活動が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。))において実施するものとする。
- 4 人道復興支援活動については、抗争停止合意が成立している地域であつてそこで実施される活動の期間を通じて当該抗争停止合意が維持されると認められる地域又は当該人道復興支援活

動に対する妨害その他の行為により住民の生命若しくは身体に被害が生じることがないと認められる地域において実施するものとする。

5 自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動は、人道復興支援活動に限るものとする。この場合において、自衛隊の部隊等は、国際連合安全保障理事会決議第三千三百八十六号及びこれに関連する同理事会決議第五百十号その他政令で定める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に基づき、我が国の主体的な判断の下に当該人道復興支援活動を実施するものとする。

6 内閣総理大臣は、アフガニスタン復興支援活動の実施に当たり、次条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

7 関係行政機関の長は、第一条の目的を達成するため、アフガニスタン復興支援活動の実施に関し、内閣総理大臣及び防衛大臣に協力するものとする。

(基本計画)

第五条 内閣総理大臣は、アフガニスタン復興支援活動のいづれかを実施することが必要であると認めるときは、当該アフガニスタン復興支援活動を実施すること及び当該アフガニスタン復興支援活動に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 アフガニスタン復興支援活動に関する基本方針
- 二 アフガニスタン復興支援活動を実施する場合における次に掲げる事項
- イ 当該アフガニスタン復興支援活動に係る基本的事項
- ロ 当該アフガニスタン復興支援活動の種類及び内容
- ハ 当該アフガニスタン復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ニ 当該アフガニスタン復興支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該アフガニスタン復興支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
- ホ その他当該アフガニスタン復興支援活動の実施に関する重要事項
- 三 アフガニスタン復興支援活動の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項
- 3 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 4 アフガニスタン復興支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国及び人道復興関係国際機関その他の関係機関と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

(国会への報告)

第六条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- 一 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容
- 二 基本計画に定めるアフガニスタン復興支援活動が終了したときは、その結果

(国会の承認)

第七条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動については、内閣総理大臣は、その実施前に、当該アフガニスタン復興支援活動を実施することにつき国会の承認を得なければならない。

(基本計画の廃止)

第八条 内閣総理大臣は、アフガニスタン復興支援活動を実施する必要がなくなつたと認めるとき又は国会がアフガニスタン復興支援活動を終了すべきことを議決したときは、基本計画の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。

い。

(本府によるアフガニスタン復興支援活動の実施)

第九条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、アフガニスタン復興支援活動として実施される業務としての物品の提供(次条第一項に規定する物品の提供を除く。)を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、基本計画に従い、アフガニ

スタン復興支援活動として実施される業務としての役務の提供(次条第二項に規定する役務の提供を除く。)について実施要項を定め、アフガニスタン復興支援職員(アフガニスタン復興支援活動に従事する内閣府本府(以下「本府」という。)の職員をいう。以下同じ。)にその実施を命ずるものとする。

3 内閣総理大臣は、前項の実施要項において、アフガニスタン復興支援活動を実施する区域を指定するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、本府によるアフガニスタン復興支援活動の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(自衛隊によるアフガニスタン復興支援活動の実施)

第十条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、アフガニスタン復興支援活動として実施される業務としての自衛隊に属する物品(武器(弾薬を含む。第二十一条において同じ。)を除く。)の提供を行うものとする。

2 防衛大臣は、基本計画に従い、アフガニスタン復興支援活動として実施される業務としての自衛隊による役務の提供について実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、アフガニスタン復興支援活動を実施する区域を指定するものとする。

4	自衛隊の部隊等は、外国の領域においてアフガニスタン復興支援活動を実施するに当たり、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。
5	外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、自衛隊によるアフガニスタン復興支援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。
6	第二項の規定は、防衛大臣が同項の実施要項の変更をしようとする場合(第三項の規定により指定された区域を次条第二項の規定により縮小する変更をしようとする場合を除く。)について準用する。
	(アフガニスタン復興支援活動の終了等)
11	内閣総理大臣(自衛隊の部隊等がアフガニスタン復興支援活動を実施している場合における当該アフガニスタン復興支援活動にあつては、防衛大臣。次項において同じ。)は、アフガニスタン復興支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下この条において同じ。)が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが相当の確実さをもつて予測される場合には、速やかに、当該アフガニスタン復興支援活動の終了を命じなければならない。
2	内閣総理大臣は、前項に規定する場合を除く

9	ほか、第九条第三項(自衛隊の部隊等がアフガニスタン復興支援活動を実施している場合における当該アフガニスタン復興支援活動にあつては、前条第三項)の規定により指定された区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。
3	アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられたアフガニスタン復興支援職員又はアフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長若しくはその指定する者は、当該活動を実施している場所の近傍において戦闘行為が行われるに至つた場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は抗争停止合意が破棄されるに至つた場合若しくは抗争停止合意が破棄されること
	が予測される場合その他のアフガニスタン復興支援職員若しくは自衛隊の部隊等の安全を確保することが困難であると認められる場合には、当該活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、前二項の規定による措置を待つものとする。
	(配慮事項)
12	内閣総理大臣及び防衛大臣は、アフガニスタン復興支援活動の実施に当たつては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、ア

	フガニスタン復興支援職員及び自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない。
	(アフガニスタン復興支援職員の採用)
13	内閣総理大臣は、アフガニスタン復興支援活動に従事させるため、当該アフガニスタン復興支援活動に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めてアフガニスタン復興支援職員を採用することができる。
2	内閣総理大臣は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。
	(行政機関の職員の定員に関する法律の特例)
14	行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)第一条及び第二条の規定にかかわらず、前条第一項の規定により採用されるアフガニスタン復興支援職員の定員は、政令で定めるところにより、同法第一条第一項及び第二条の定員に含まないものとする。
	(関係行政機関の職員の派遣)
15	内閣総理大臣は、関係行政機関の長に對し、基本計画に従い、アフガニスタン復興支援活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項各号(第十六号を除く。))に掲げる者を除く。)を本府に派遣するよう要請することができる。

2	関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて本府に派遣するものとする。
3	前項の規定により派遣された職員のうち自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。)以外の者は、従前の官職を保有したまま、前項の期間を任期としてアフガニスタン復興支援職員に任用されるものとする。
4	第二項の規定により派遣された自衛隊員は、同項の期間を任期としてアフガニスタン復興支援職員に任用されるものとし、アフガニスタン復興支援職員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする。
5	第三項の規定により従前の官職を保有したままアフガニスタン復興支援職員に任用される者又は前項の規定によりアフガニスタン復興支援職員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者は、内閣総理大臣の指揮監督の下にアフガニスタン復興支援活動として実施される業務に従事する。
6	内閣総理大臣は、第二項の規定に基づき防衛大臣により派遣されたアフガニスタン復興支援職員(以下この条において「自衛隊派遣職員」という。)についてその派遣の必要がなくなつた場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣職員のアフガニスタン復興支援職員としての身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

7 自衛隊派遣職員は、自衛隊員の身分を失ったときは、同時にアフガニスタン復興支援職員の身分を失うものとする。	いてアフガニスタン復興支援活動に従事する者には、アフガニスタン復興支援活動が行われる地域の勤務環境及びアフガニスタン復興支援活動の特質にかんがみ、アフガニスタン復興支援手当を支給することができる。	い限度において、同項の協力を行うものとする。 (武器の使用)	範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。 4 第一項の規定による武器の使用に際しては、
8 第四項の規定によりアフガニスタン復興支援職員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等(第十七条に規定するアフガニスタン復興支援手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。)に関する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所属するものとみなす。	2 前項のアフガニスタン復興支援手当に関し必要な事項は、政令で定める。 3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。	第二十條 アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己若しくは自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、アフガニスタン復興支援職員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命若しくは身体(次項において「自己等の生命等」という。)を防護するため又は当該アフガニスタン復興支援活動の実施に対する抵抗を抑止するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第五條第二項第二号二の規定により基本計画に定める装備である武器を使用することができる。	第二十一條 内閣総理大臣及び防衛大臣又はそれらの委任を受けた者は、本府又は自衛隊に属する物品(武器を除く。)につき、アフガニスタン政府、国際連合、人道復興関係国際機関又は国際連合加盟国(以下この条において「アフガニスタン政府等」という。)からその活動の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該アフガニスタン政府等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。 (民間の協力等)
9 第四項から前項までに定めるもののほか、同項に規定する者の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。 (国家公務員法の適用除外)	第十八條 アフガニスタン復興支援手当が支給される者に係る国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四條第二項及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七條第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「及び国際平和協力手当」とあるのは、「国際平和協力手当及びアフガニスタン復興支援手当」とする。 (関係行政機関の協力)	2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に在る上官の命令によらなければならない。ただし、自己等の生命等を防護するために武器を使用する場合において当該現場に上官がないとき及び自己等の生命等に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。	第二十二條 内閣総理大臣及び防衛大臣は、この章の規定による措置によつてはアフガニスタン復興支援活動を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。
第十六條 第十三條第一項の規定により採用されるアフガニスタン復興支援職員については、アフガニスタン復興支援職員になる前に、国家公務員法第三十三條第一項に規定する営利企業(以下この条において「営利企業」という。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第二百四條の規定は、適用しない。	第十九條 内閣総理大臣及び防衛大臣は、アフガニスタン復興支援活動を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。	3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の	第二十一條 内閣総理大臣及び防衛大臣又はそれらの委任を受けた者は、本府又は自衛隊に属する物品(武器を除く。)につき、アフガニスタン政府、国際連合、人道復興関係国際機関又は国際連合加盟国(以下この条において「アフガニスタン政府等」という。)からその活動の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該アフガニスタン政府等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。 (民間の協力等)
(アフガニスタン復興支援手当) 第十七條 我が国以外の領域(公海を含む。)にお	2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じな	招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の	第二十一條 内閣総理大臣及び防衛大臣又はそれらの委任を受けた者は、本府又は自衛隊に属する物品(武器を除く。)につき、アフガニスタン政府、国際連合、人道復興関係国際機関又は国際連合加盟国(以下この条において「アフガニスタン政府等」という。)からその活動の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該アフガニスタン政府等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。 (民間の協力等)

2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、アフガニスタン復興支援活動の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 アフガニスタン人間の安全保障センター

第二十四条 アフガニスタン復興支援活動の迅速かつ円滑な実施を図り、アフガニスタンの人間の安全保障(アフガニスタン特別事態によつて生じたアフガニスタンにおける人間の生存、生活又は尊厳に対する脅威を除去することを含む。)に寄与するため、内閣府に、アフガニスタン人間の安全保障センター(以下「センター」という。)を置く。

2 センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アフガニスタン復興支援活動(自衛隊が実施するものを除く。)の迅速かつ円滑な実施を支援すること。

二 アフガニスタン復興支援職員の教育訓練に関すること。

3 センターに、アフガニスタン復興支援職員その他の所要の職員(アフガニスタン復興支援職員にあっては、前項の事務に従事する間に限る。)を置く。

4 前項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、政令で定める。

第五章

国際的なテロリズムの防止及び根絶に寄与する我が国の取組に係る基本的な法制的整備その他の措置

(基本的な法制的整備)

第二十五条 国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主導的に寄与することを含む我が国の安全保障の原則に関する基本的な法制的整備が速やかに行われるものとし、当該法制的整備において、日本国憲法の下での自衛権の発動に関する基本原則及び国際連合憲章第七章の集団安全保障措置等に係る我が国の対応措置に関する基本原則(二千五年九月十六日の国際連合総会決議に規定する大量虐殺、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護する責任の原則にのっとりた活動が国際連合の下で実施されることとなつた場合における当該活動に対する我が国の協力の在り方に関する事項を含む。)が定められるものとする。

第二十六条 政府は、国際連合の改革の一環として、国際連合に、国際連合平和維持活動(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第三条第一号に規定する国際連合平和維持活動をいう。)その他の国際連合が行う国際の平和及び安全の維持又は回復のための取組を補完するものとして、国際の平和及び安全に対する脅威が生じた場合に、その脅威に対し直ちに必要な措置を執るための組織が設置されるよう、国際連合、国際連合加盟国等に対し働きかけを行う等積極的かつ主導的に取り組むことについて、検討するものとする。

第二十七条 テロ対策海上阻止活動(テロ攻撃によつてもたらされている脅威の除去のため、テロリスト、武器等の移動を国際的協調の下に阻止し及び抑止するためインド洋(ペルシャ湾を含む。)上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動をいう。)が国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に基づき国際連合加盟国により行われることとなつたときは、国際的なテロリズムの防止及び根絶に寄与するため、これに参加するために必要な法制的整備について、その要否を含めて検討するものとする。

(航行の安全確保)

第二十八条 政府は、公海上その他の海上における我が国の船舶の主要な航路帯においてテロリストによる攻撃等から航行の安全を確保すること

との重要性にかんがみ、海上警察の国際間の連携の促進に努めるとともに、航行の安全に関する条約その他の国際約束についての関係諸外国の誠実な履行の確保を働きかける等、公海における航行の自由の確保のための国際社会の取組に積極的かつ主導的に寄与するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

(自衛隊法の一部改正)

第三条 自衛隊法の一部を次のように改正する。
附則第十一項を附則第十四項とし、附則第七項から第十項までを三項ずつ繰り下げ、附則第六項の次に次の三項を加える。

7 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法(平成十九年法律第 号)がその効力を有する間、同法の定めるところにより、アフガニスタン復興支援活動としての物品の提供を実施することができる。

8 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動

として、国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより、部隊等にアフガニスタン復興支援活動としての役務の提供を行わせることができる。

9 前項に規定するアフガニスタン復興支援活動としての役務の提供の実施を命ぜられた部隊等の自衛官は、自己若しくは自己と共に現場に所在する他の隊員、当該職務に従事する内閣府本府の職員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命若しくは身体を防衛するため又は当該アフガニスタン復興支援活動の実施に対する抵抗を抑止す

るためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法の定めるところにより、武器を使用することができる。

(内閣府設置法の一部改正)
第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項を次のように改める。
3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則第四条の二を附則第四条の三とし、附則第四条の次に次の一条を加える。

(施設等機関の設置の特例)

第四条の二 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれるアフガニスタン人間の安全保障センターは、本府に置く。

投票者氏名

日程第一 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二九名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
石井 一君 一川 保夫君
犬塚 直史君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大石 正光君 大江 康弘君
大河原雅子君 大久保 勉君

大久保潔重君 大島九州男君

大塚 耕平君 岡崎トミ子君

加賀谷 健君 加藤 敏幸君

風間 直樹君 金子 恵美君

神本美恵子君 亀井亜紀子君

亀井 郁夫君 川合 孝典君

川上 義博君 川崎 稔君

木俣 佳丈君 喜納 昌吉君

北澤 俊美君 工藤堅太郎君

郡司 彰君 小林 正夫君

行田 邦子君 奥石 東君

今野 東君 佐藤 公治君

佐藤 泰介君 櫻井 充君

自見庄三郎君 芝 博一君

島田智哉子君 下田 敦子君

主濱 了君 榛葉賀津也君

鈴木 寛君 鈴木 陽悦君

田中 康夫君 田名部匡省君

高嶋 良充君 高橋 千秋君

武内 則男君 谷 博之君

谷岡 郁子君 千葉 景子君

ツブシ マルティ君 津田弥太郎君

辻 泰弘君 外山 斎君

徳永 久志君 轟木 利治君

富岡由紀夫君 友近 聡朗君

那谷屋正義君 内藤 正光君

直嶋 正行君 中谷 智司君

中村 哲治君	長浜 博行君	石井 みどり君	泉 信也君	古川 俊治君	牧野 たかお君	福島 みずほ君	洲上 貞雄君
西岡 武夫君	羽田 雄一郎君	磯崎 陽輔君	市川 一朗君	松田 岩夫君	松村 祥史君	又市 征治君	山内 徳信君
長谷川 憲正君	白 眞勲君	岩城 光英君	衛藤 晟一君	松村 龍二君	松山 政司君	糸数 慶子君	川田 龍平君
林 久美子君	姫井 由美子君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君	丸川 珠代君	丸山 和也君	山東 昭子君	松浦 大悟君
平田 健二君	平野 達男君	岡田 広君	荻原 健司君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	松下 新平君	
平山 幸司君	広田 一君	加治屋 義人君	加納 時男君	森 まさこ君	矢野 哲朗君		
広中和 歌子君	福山 哲郎君	神取 忍君	川口 順子君	山内 俊夫君	山崎 正昭君		
藤末 健三君	藤田 幸久君	河合 常則君	木村 仁君	山田 俊男君	山谷 えり子君		
藤谷 光信君	藤本 祐司君	岸 宏一君	岸 信夫君	山本 一太君	山本 順三君		
藤原 正司君	藤原 良信君	北川 イッセイ君	小池 正勝君	吉田 博美君	吉村 剛太郎君		
舟山 康江君	前川 清成君	小泉 昭男君	鴻池 祥肇君	義家 弘介君	若林 正俊君		
前田 武志君	牧山 ひろえ君	佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君	脇 雅史君	荒木 清寛君		
増子 輝彦君	松井 孝治君	佐藤 正久君	坂本 由紀子君	魚住 裕一郎君	浮島 とも子君		
松岡 徹君	松野 信夫君	椎名 一保君	島尻 安伊子君	加藤 修一君	風間 昶君		
円 より子君	水戸 将史君	末松 信介君	鈴木 政二君	木庭 健太郎君	澤 雄二君		
水岡 俊一君	峰崎 直樹君	世耕 弘成君	関口 昌一君	白浜 一良君	谷合 正明君		
室井 邦彦君	森 ゆうこ君	田中 直紀君	田村 耕太郎君	遠山 清彦君	西田 実仁君		
森田 高君	築瀬 進君	伊達 忠一君	谷川 秀善君	浜田 昌良君	浜四津 敏子君		
柳澤 光美君	柳田 稔君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	弘友 和夫君	松 あきら君		
山下 八洲夫君	山根 隆治君	中川 雅治君	中川 義雄君	山口 那津男君	山下 栄一君		
横峯 良郎君	吉川 沙織君	中曾根 弘文君	中村 博彦君	山本 香苗君	山本 博司君		
米長 晴信君	蓮 舫君	中山 恭子君	二之湯 智君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君		
渡辺 秀央君	愛知 治郎君	西島 英利君	西田 昌司君	井上 哲士君	市田 忠義君		
青木 幹雄君	秋元 司君	野村 哲郎君	南野 知恵子君	紙 智子君	小池 晃君		
浅野 勝人君	荒井 広幸君	長谷川 大紋君	橋本 聖子君	大門 実紀史君	仁比 聡平君		
有村 治子君	石井 準一君	林 芳正君	藤井 孝男君	山下 芳生君	近藤 正道君		

賛成者(白色票)氏名

愛知 治郎君

秋元 司君

荒井 広幸君

石井 準一君

泉 信也君

市川 一朗君

衛藤 晟一君

岡田 直樹君

荻原 健司君

加納 時男君

川口 順子君

木村 仁君

岸 信夫君

小池 正勝君

鴻池 祥肇君

一〇六名

青木 幹雄君

浅野 勝人君

有村 治子君

石井 みどり君

磯崎 陽輔君

岩城 光英君

尾辻 秀久君

岡田 広君

加治屋 義人君

神取 忍君

河合 常則君

岸 宏一君

北川 イッセイ君

小泉 昭男君

佐藤 昭郎君

日程第二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名

○名

佐藤 信秋君	佐藤 正久君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	龜井亜紀子君	龜井 郁夫君	平野 達男君	平山 幸司君
坂本由紀子君	椎名 一保君	加藤 修一君	風間 昶君	川合 孝典君	川上 義博君	広田 一君	広中和歌子君
島尻安伊子君	末松 信介君	木庭健太郎君	澤 雄二君	川崎 稔君	木俣 佳丈君	福山 哲郎君	藤末 健三君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	白浜 一良君	谷合 正明君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	藤田 幸久君	藤谷 光信君
関口 昌一君	田中 直紀君	遠山 清彦君	西田 実仁君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	藤本 祐司君	藤原 正司君
田村耕太郎君	伊達 忠一君	浜田 昌良君	浜四津敏子君	小林 正夫君	行田 邦子君	藤原 良信君	舟山 康江君
谷川 秀善君	塚田 一郎君	弘友 和夫君	松 あきら君	奥石 東君	今野 東君	前川 清成君	前田 武志君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	山口那津男君	山下 栄一君	佐藤 公治君	佐藤 泰介君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
中川 義雄君	中曾根弘文君	山本 香苗君	山本 博司君	櫻井 充君	自見庄三郎君	松井 孝治君	松岡 徹君
中村 博彦君	中山 恭子君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	芝 博一君	島田智哉子君	松野 信夫君	円 より子君
二之湯 智君	西島 英利君	山東 昭子君	松下 新平君	下田 敦子君	主濱 了君	水戸 将史君	水岡 俊一君
西田 昌司君	野村 哲郎君	長谷川大紋君	林 芳正君	榑葉賀津也君	鈴木 寛君	峰崎 直樹君	室井 邦彦君
南野知恵子君	長谷川大紋君	反対者(青色票)氏名	一三三名	鈴木 陽悦君	田中 康夫君	森 ゆうこ君	森田 高君
橋本 聖子君	林 芳正君	足立 信也君	相原久美子君	田名部匡省君	高嶋 良充君	築瀬 進君	柳澤 光美君
藤井 孝男君	古川 俊治君	青木 愛君	浅尾慶一郎君	高橋 千秋君	武内 則男君	柳田 稔君	山下八洲夫君
牧野たかお君	舩添 要一君	家西 悟君	池口 修次君	谷 博之君	谷岡 郁子君	山根 隆治君	横峯 良郎君
松田 岩夫君	松村 祥史君	石井 一君	一川 保夫君	千葉 景子君	ツルキンマルティ君	吉川 沙織君	米長 晴信君
松村 龍二君	松山 政司君	犬塚 直史君	岩本 司君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	蓮 舫君	渡辺 秀央君
丸川 珠代君	丸山 和也君	植松恵美子君	梅村 聡君	外山 斎君	徳永 久志君	井上 哲士君	市田 忠義君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	小川 勝也君	小川 敏夫君	轟木 利治君	富岡由紀夫君	紙 智子君	小池 晃君
森 まさこ君	矢野 哲朗君	尾立 源幸君	大石 尚子君	友近 聡朗君	那谷屋正義君	大門実紀史君	仁比 聡平君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	大石 正光君	大河原雅子君	内藤 正光君	直嶋 正行君	山下 芳生君	近藤 正道君
山田 俊男君	山谷えり子君	大久保 勉君	大久保潔重君	中谷 智司君	中村 哲治君	福島みずほ君	洲上 貞雄君
山本 一太君	山本 順三君	大島九州男君	大塚 耕平君	長浜 博行君	西岡 武夫君	又市 征治君	山内 徳信君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	羽田雄一郎君	長谷川憲正君	糸数 慶子君	川田 龍平君
義家 弘介君	若林 正俊君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	白 眞勲君	林 久美子君	松浦 大悟君	
脇 雅史君	荒木 清寛君	金子 恵美君	神本美恵子君	姫井由美子君	平田 健二君		

日程第三 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(直嶋正行君外八名発議)

賛成者(白色票)氏名

一一〇名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
石井 一君 一川 保夫君
犬塚 直史君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大石 正光君 大江 康弘君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加賀谷 健君 加藤 敏幸君
風間 直樹君 金子 恵美君
神本美恵子君 亀井亜紀子君
亀井 郁夫君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
木俣 佳文君 喜納 昌吉君
北澤 俊美君 工藤堅太郎君
郡司 彰君 小林 正夫君
行田 邦子君 奥石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
佐藤 泰介君 櫻井 充君

自見庄三郎君 芝 博一君
島田智哉子君 下田 敦子君
主濱 了君 榛葉賀津也君
鈴木 寛君 鈴木 陽悦君
田中 康夫君 田名部匡省君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
武内 則男君 谷 博之君
谷岡 郁子君 千葉 景子君
ヰルン マルテイ君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 外山 斎君
徳永 久志君 轟木 利治君
富岡由紀夫君 友近 聡朗君
那谷屋正義君 内藤 正光君
直嶋 正行君 中谷 智司君
中村 哲治君 長浜 博行君
西岡 武夫君 羽田雄一郎君
長谷川憲正君 白 眞勲君
林 久美子君 姫井由美子君
平田 健二君 平野 達男君
平山 幸司君 広田 一君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 藤原 良信君
舟山 康江君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 松井 孝治君

反対者(青色票)氏名

一一八名

松岡 徹君 松野 信夫君
円より子君 水戸 将史君
水岡 俊一君 峰崎 直樹君
室井 邦彦君 森 ゆうこ君
森田 高君 築瀬 進君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山下八洲夫君 山根 隆治君
横峯 良郎君 吉川 沙織君
米長 晴信君 蓮 舫君
渡辺 秀央君 松浦 大悟君

愛知 治郎君 青木 幹雄君
秋元 司君 浅野 勝人君
荒井 広幸君 有村 治子君
石井 準一君 石井みどり君
泉 信也君 磯崎 陽輔君
市川 一朗君 岩城 光英君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 神取 忍君
川口 順子君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北川イツセイ君
小池 正勝君 小泉 昭男君
鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君

佐藤 信秋君 佐藤 正久君
坂本由紀子君 椎名 一保君
島尻安伊子君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 田中 直紀君
田村耕太郎君 伊達 忠一君
谷川 秀善君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中川 義雄君 中曾根弘文君
中村 博彦君 中山 恭子君
二之湯 智君 西島 英利君
西田 昌司君 野村 哲郎君
南野知恵子君 長谷川大紋君
橋本 聖子君 林 芳正君
藤井 孝男君 古川 俊治君
牧野たかお君 舩添 要一君
松田 岩夫君 松村 祥史君
松村 龍二君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
森 まさこ君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉田 博美君 吉村剛太郎君
義家 弘介君 若林 正俊君
脇 雅史君 荒木 清寛君

官 報 (号 外)

魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	澤 雄二君
白浜 一良君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	渕上 貞雄君
又市 征治君	山内 徳信君
川田 龍平君	山東 昭子君

明治三十五年三月十一日
郵便物認可

発行所	
二番四号 独立行政法人国立印刷局	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 一〇円)	本号一部 一五円